

意匠登録手続の見直し、利便性の向上

1. 後日の改良意匠の保護

(1) 問題の所在

企業においては、自社ブランドの構築のために、市場で成功した製品について基本的な特色は残しながらも新たな要素やマイナーチェンジを一部加えて新規な製品として生産、販売を行う製品開発の実態がある。一般に、マイナーチェンジを加えた改良デザインは、改良の基礎となった先の商品のデザインの特色を有していることから、意匠の類否という観点からは改良意匠は先の意匠に類似していると判断されることが多い。

現行の関連意匠制度は、デザイン開発の段階において、一つのデザイン・コンセプトから多くの意匠が同時期に創作されるという実態に即して、創作の観点からは同等の価値を有するバリエーションの意匠群について、同日に同一出願人より出願された場合に便宜的に本意匠及び関連意匠の関係を設けながら独自の効力を有するものとして登録を認めるものである。

したがって、先に出願された意匠と類似する意匠が後日同一出願人より出願された場合は、関連意匠とは認められず、先に出願された本人の意匠が引例となり後日の出願は拒絶されるものとなることから、後日の改良意匠そのものが保護されない状況となっている。

(2) 類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設

類似意匠制度の概要

平成 10 年法改正によって廃止された類似意匠制度は、改正前の意匠法第 10 条第 1 項の「意匠権者は、自己の登録意匠にのみ類似する意匠（以下「類似意匠」という。）について類似意匠の意匠登録を受けることができる」、同法第 22 条の「類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠登録（類似意匠の意匠登録を除く。）を受けた意匠（以下「本意匠」という。）の意匠権と合体する」との規定に基づき、自己の登録意匠にのみ類似する意匠について、新規性、先後願の規定の例外として登録することによって、本意匠の類似範囲を明確にするとともに、もとの意匠権の保護の範囲を拡張することにより保護の強化を図ったものと運用上解釈されていた。

しかし、類似意匠の意匠権は本意匠の意匠権に合体する旨の規定（第 22

条)の解釈をめぐり、類似意匠の意匠権について拡張説、確認説の論争が生じ、類似意匠制度の趣旨と効果が不明確なものとなっていた。拡張説とは、類似意匠を登録することにより意匠権の効力範囲を類似意匠に類似する意匠まで拡張するものであるとし、他方、確認説は、意匠権の効力範囲が類似まで及ぶことにかんがみ、意匠は視覚的に把握されることから効力範囲が不明確になりやすいため、類似意匠を登録することにより登録意匠の効力範囲を確認するものであるとしていた。

制度見直しの必要性

審査実務上は拡張説が採用されていたが、侵害訴訟の裁判例では、本意匠の美感の共通性がない意匠までその効力範囲に含めることは、意匠の本質に反し、権利の不安定さにつながるという観点から、確認説が有力であり、実際の侵害訴訟においては、類似意匠は登録意匠の効力範囲を定める際に参酌されるものに止まり、類似意匠の意匠権は同一の効力範囲しか有しない「点」として解釈されてしまい、本意匠か、類似意匠かにより、権利の効力範囲に差異が表れるという事態が生じていた。

他方、確認説についても、本意匠の出願と類似意匠の出願との中間に介在する他人の意匠には、本意匠に類似しているか否かに関わらず後願排除効があることが平成7年の最高裁判決(平成3年(行ツ)第139号)によって確認され、類似意匠の機能が本意匠の効力範囲の確認であるならば、中間に介在する意匠の有無に関わらず、類似意匠は登録されるべきであるが、拒絶されることにより確認説本来の意匠権の効力範囲の確認という目的を達成できないとの矛盾を生じていた。

改正の方向性

デザイン開発の過程では、一つのデザイン・コンセプトから多数のアイデア・スケッチを経て、製品化可能性をもつ複数のデザイン・モデルが創作される。これらは、創作性の観点からみると、同等の価値を有するものとして保護されるべきものである。

したがって、創作された意匠を広く保護する体系を目指すこと、独立の意匠権や関連する意匠権などが乱立し権利関係が錯綜化しないようにすること及び迅速な保護を実現することを前提としながら、類似意匠の権利は本意匠の権利に合体するとの規定を見直し、同時期に創作された意匠についてはそれぞれ類似する範囲に及ぶ独自の効力を有する関連意匠制度を創設した。

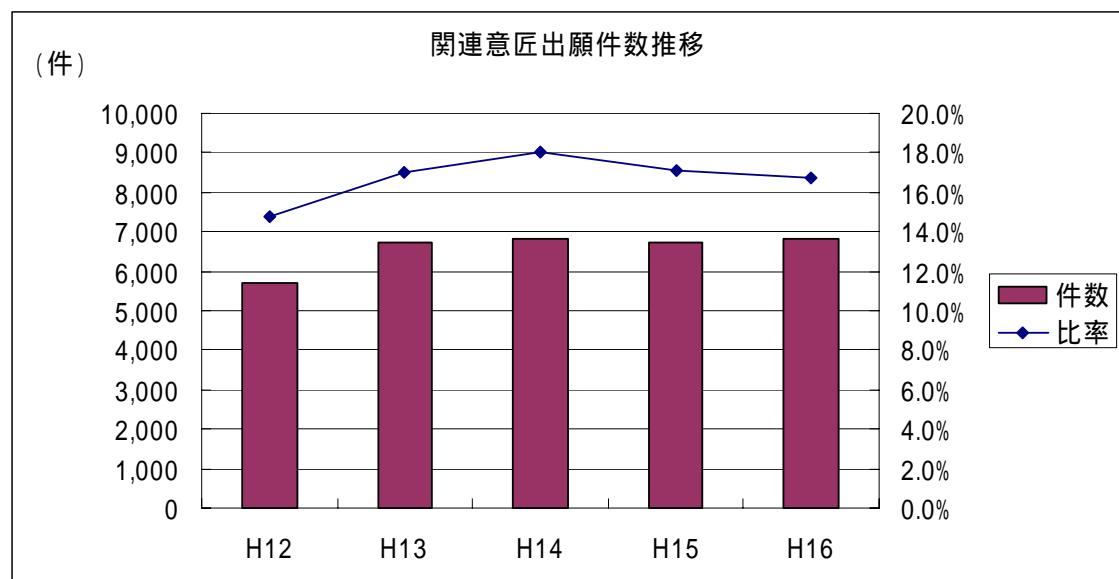
(3) 現行意匠法における関連意匠制度

関連意匠制度においては、同日に同一出願人によって出願された類似する意匠は、第9条第2項の例外として主従関係を設けて登録できるものとなっている（意匠法第10条第1項）。ただし、本意匠には非類似で関連意匠にのみ類似する意匠については、類似の無限連鎖を回避し、関連意匠に係る意匠権の处分性を維持するために、拒絶理由、無効事由としている（意匠法第10条第2項、第48条第1項第1号）。

同時に出願された複数の意匠について、類似するか否かの判断が意匠登録出願人と審査官とにおいて異なる場合は、意匠法第9条第5項に基づく協議についての指令（類似する意匠が別の出願となっている場合）や意匠法第10条第1項及び第17条に基づく拒絶理由通知（類似しない意匠が関連意匠として出願されている場合）が送付される。指令や通知に対し、出願人は通常の意匠登録出願について本意匠の表示を設ける等の補正を行うことによって指令への対応や拒絶理由解消を行い、関連意匠制度の枠組みにおいて意匠登録できるように対処している。

類似する意匠については、権利の重複部分があることから、権利期間の延長を制限している。すなわち、関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権の存続期間が満了した場合は、権利期間の延長を防ぐために本意匠の意匠権とともに消滅するものとする（意匠法第21条第2項）。他方、本意匠の意匠権が、存続期間の満了以外の理由 1) 意匠権の放棄、2) 登録料の不納付、3) 無効審決の確定で消滅した場合については、本意匠と関連意匠の整理が便宜的なものであり、各々の意匠が同等の創作的価値を有することを踏まえ、関連意匠の意匠権は存続するものとする（第22条第2項、第27条第3項）。さらに、本意匠と関連意匠の意匠権の分離移転を認めると権利の重複部分について独占権に基づく請求権が二以上の者に成立し、加えて、同日出願であるためそれらを調整できないことから、本意匠と関連意匠の意匠権は同時に移転するものとした（第22条第1項）。専用実施権の設定についても、上記と同様の理由において同時に行うものとしている（第27条第1項）。また、本意匠と関連意匠の意匠権に係る専用実施権の移転、変更、消滅、登録名義人の表示の変更又は更正に関しても、同一の事項の登録を同時に申請しなければならない（意匠登録令第6条の2）としている。

(4) 関連意匠制度の利用状況



2. 部品及び部分意匠の保護の在り方の見直し

(1) 問題の所在

デザイン開発においては、先に製品全体の外観デザインが完成し、その後個々の構成部品の詳細のデザインが決定されて製品全体の詳細なデザインが完了するという開発実態があること、或いは、市場において成功した商品については、独自性の高い創作部分が模倣の対象となりやすいこと等から、最初の意匠の出願に遅れて、先の意匠の一部を部品や部分意匠として出願し、独自性の高い自己の製品デザインの保護を強化したいとするニーズがある。

しかしながら、現行法においては、意匠法第3条の2の規定に基づき、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は意匠登録を受けることができないものとなっており、同一人の創作に係る部品や部分意匠が十分に保護されないものとなっているとの指摘がある。

(2) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠の保護除外条文の創設

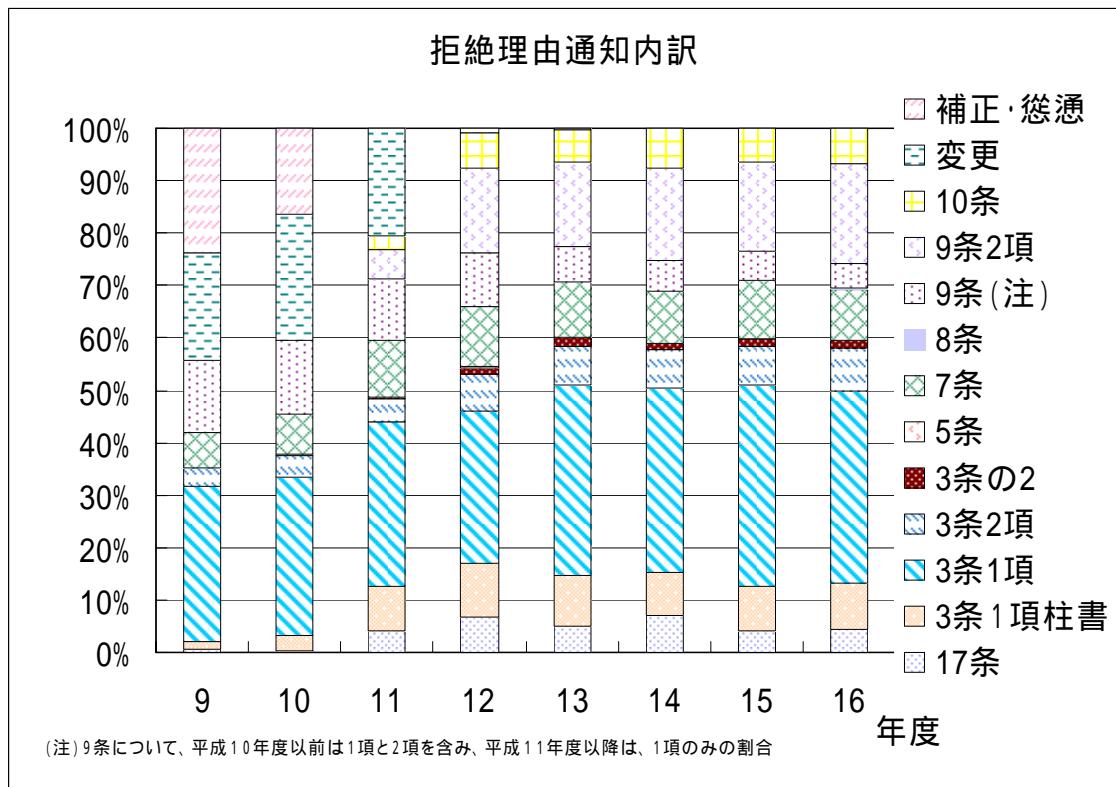
改正前の意匠制度においては、先願として完成品の意匠が出願された後、先願意匠が意匠公報として公知になるまでに、その完成品を構成する部品の意匠が出願された場合、この部品の意匠は意匠登録を受けることができることとなっていた。

平成10年の意匠法の改正によって、部分意匠が導入されること及び組物の意匠の登録要件が緩和され登録される対象が拡大されることにより、先願の意匠の一部と同一又は類似の意匠が後願として出願されるケースが増大するものと考えられる。

このような事態に対し、何らかの規定をも置かず、先願の意匠を登録する上に、その一部と同一又は類似の後願の意匠を登録することは、新しい意匠の創作を保護する意匠制度の趣旨に反するとともに、権利が錯綜することとなり、経済活動を阻害する弊害が増大するおそれがある。

このため、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は意匠登録を受けることができない旨の規定を新設することとした。

(3) 3条の2を含む拒絶理由通知の内訳



3. 秘密意匠制度の見直し

(1) 問題の所在

意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる（意匠法第 14 条）。この秘密意匠制度の手続要件として、秘密を請求しようとする者は、その旨を意匠登録出願時に願書に示すことが求められる。

昨今、意匠登録出願の審査が早くなつたことから、予想よりも早く設定登録され、意匠公報が発行される場合があり、商品の発売よりも早く意匠公報が発行され、商品の広告・販売戦略等に支障が出ることがあるとの指摘がある。

(2) 他法の状況

米国については公報発行の繰り延べ制度は有していない。欧州共同体意匠規則、フランス意匠法、ドイツ意匠法においては、公告の繰り延べ制度を有しており、当該請求は出願時に行うものとなっている。

欧州共同体意匠規則

第 50 条（公告の繰延）

第 1 項 登録共同体意匠の出願人は、出願時に、出願日から又は優先権の主張のあるときは、その優先日から 30 ヶ月間、登録共同体意匠の公告の繰延を請求することができる。

第 2 項 上記請求に当たり、第 48 条に規定された条件を充たしているときは、その登録共同体意匠は登録されるものとする。しかし、その意匠の表示又はその出願に関連するあらゆるファイルは、第 74 条第 2 項を条件として、一般の閲覧に公開されないものとする。

第 3 項 事務局は、登録共同体意匠の公告を繰り延べる旨の記述を共同体意匠公報に公告するものとする。その記述は、当該登録共同体意匠の権利の所有者、出願日及び施行規則によって定められたその他すべての明細書を明示する資料を伴うものとする。

第 4 項 繰延期間の満了に当たり、又は権利の所有者からの請求があればすぐに、事務局は、登録簿のすべての記録及びその出願に関するファイルを一般の閲覧に公開するものとする。また、事務局は、登録共同体意匠を共同体意匠公報に公開するものとする。但し、

施行規則に規定された期限内に限る：

- (a) 公告料及び、複合的出願の場合は、その追加公告料が支払われていること；
- (b) 第 36 条第 1 項(c)節により、選択権が行使される場合は、権利の所有者が当該意匠の表示物を事務局に提出していること。

権利の所有者がこれらの要件を充たしていないときは、その登録共同体意匠は初めから本法に明記された効果を有していなかったと考えるものとする。

第 5 項 複合的出願の場合は、第 4 項は、その中に含まれる意匠のいくつかに適用されるのみである。

第 6 項 登録共同体意匠に基づく公告の繰延期間中の法的手続きの開始は、登録簿及びその出願に関するファイルに含まれる資料が訴訟の相手方に送達されることを条件とする。

ドイツ意匠法

第 21 条（公示の延期）

- (1) 出願と同時に、複製の提出に代えて、出願日から 30 ヶ月間の公示の延期を申請することができる。 申請がなされた場合、公示は、登録簿に意匠が登録されたことのみに限定される。
- (2) この保護は、権利者が延期期間内に特許費用法第 5 条第 1 項第 1 段の規定による延期手数料を支払った場合、第 27 条第 2 項の規定による保護期間まで延長することができる。第 11 条第 2 項第 2 段の規定による可能性が利用された場合、延期期間内に意匠の複製を提出することもできる。
- (3) 第 20 条の規定に基づく複製を伴う公示は、延期期間が満了した場合には、若しくは申請があれば、第 1 項第 2 段の規定に基づく公示について言及した上で、より早い時点でも追完される。
- (4) 保護が第 2 項の規定に基づいて延長されない限り、保護期間は、延期期間の満了と共に終了する。集合出願に基づいて登録された意匠の場合、追完された公示は、個別の意匠に限定することができる。

フランス意匠法規則

公告の繰り延べ(最長 3 年)を出願時に請求することができる(規則第 512 条 10)。公告繰り延べの放棄は隨時可能。その効果は出願全体にのみ有効(規則 512 条 11)。簡略化された様式による多少条件あり(規則 512 条 11)

(3) 秘密意匠制度の利用状況

分類毎の秘密請求件数（平成 14 年から 16 年）

分類グループ	H14	H15	H16	H16 出願件数
A(製造食品及び嗜好品)	0	0	0	124
B(衣服及び身の回り品)	0	1	2	2352
C(生活用品)	75	183	109	4569
D(住宅設備用品)	13	19	55	5043
E(趣味娯楽用品及び運動競技用品)	17	170	210	2464
F(事務用品及び販売用品)	26	32	55	4508
G(運輸又は運搬機械)	64	80	83	2167
H(電気電子機械器具及び通信機械器具)	33	50	165	7510
J(一般機械器具)	26	28	66	2839
K(産業用機械器具)	12	57	24	2701
L(土木建築用品)	2	60	12	4504
M(基礎製品)	0	22	8	1875
N(その他)	0	0	0	100(分類なし 含む)
合計	268	702	789	40756

4. 新規性の喪失の例外規定の緩和

(1) 問題の所在

現行の意匠制度では、意匠登録出願の日から遡って 6 ヶ月の間に意匠登録を受ける権利を有する者（意匠を創作した者又は意匠を創作した者から意匠登録を受ける権利を譲り受けた者）が公開した意匠又はその意に反して公開された意匠は、その者がした意匠登録出願に係る意匠についての新規性、創作非容易性などの規定を適用する場合は、意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至らなかつたものとみなす旨が規定されている（意匠法第 4 条）。この新規性の喪失の例外規定の手続要件は、出願時に適用を求める旨を記載した書面を提出するかその旨を願書に記載し、かつ、出願から 14 日以内に適用の要件を満たす事実を証明する書面を提出することが求められている。

現行制度の運用においては、公知の状態になったこと、特に、日本国内又は外国において公然知られた意匠となったことについて第三者証明をとることに手間と時間が必要とされることが多いとの指摘がある。

(2) 他法の状況

特許法

第三十条（発明の新規性の喪失の例外）

特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは

世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

米国特許法

第 102 条（特許要件；新規性及び特許を受ける権利の喪失）

次の各号の何れかに該当する場合を除き、誰でも特許を受けることができる。

(b)合衆国における特許出願日より 1 年を超える以前に、その発明が、本邦若しくは外国において特許され、若しくは刊行物に記載されていた場合、又は本邦において公然用いられ若しくは販売されていた場合。

欧州共同体意匠規則

第 7 条（開示）

第 2 項 開示は、第 5 条及び第 6 条を適用するため、及び登録共同体意匠の下で保護請求がなされた意匠がそれまで一般に入手できていたときに、考慮されるものとする：

(a)意匠創作者、正当な権利を有するその承継人又は提供された資料の結果としての第三者あるいは、意匠創作者又は正当な権利を有するその承継人によって提起された訴訟の結果としての第三者；及び

(b)出願日前の 12 ヶ月間又は優先権の主張があるときは、その優先日。

(3) 新規性喪失の例外規定の利用状況

新規性の喪失の例外規定の申請件数に着目してみると、特許の約 2000 件 / 40 万件 (0.5%) に対して意匠は約 2000 件 / 4 万件 (5%) と比率が高く、出願前に公開する事例は比較的多いと言える。